

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神戸市

2 構造改革特別区域の名称

人と自然との共生ゾーン特区

3 構造改革特別区域の範囲

神戸市の区域の一部（北区、西区の「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づき指定されている「人と自然との共生ゾーン区域」）

4 構造改革特別区域の特性

- (1) 神戸市は、市域面積が 55,000ha であり、海、山、農村など恵まれた自然環境と、都市の活気と暮らし、歴史・文化が共存し、温泉や酒蔵など多様な魅力に富んだ街である。
- (2) 神戸市の約 2/3 にあたる 35,000ha は市街化調整区域であり、そのうちの約 5,000ha が農地である。
- (3) 農地のほとんどが西北神に集中し、県下有数の農業地帯を形成している。
- (4) 地域農業の特色としては、都市近郊という立地条件の中で、鮮度を要求される園芸作物や観光農業など、多様な農業を展開している。中核的担い手と位置づけられる認定農業者は、軟弱野菜などの集約型の施設園芸に集中しており、高い生産性を誇り、高い収益を上げている。
一方、戸数の上で大多数を占める兼業農家については、水稲作が中心であり、農地の保全という観点からは中核的役割を担っている。しかし、農産物価格の低迷や、鳥獣害の多発などにより、営農意欲を失い耕作放棄地となる恐れのある農地が相当数存在している。
- (5) 都市的な利便性と豊かな自然などを合わせて享受でき、都市住民にも農業体験等が可能であり、都市と農村との交流推進に寄与できる環境である。

5 構造改革特別区域計画の意義

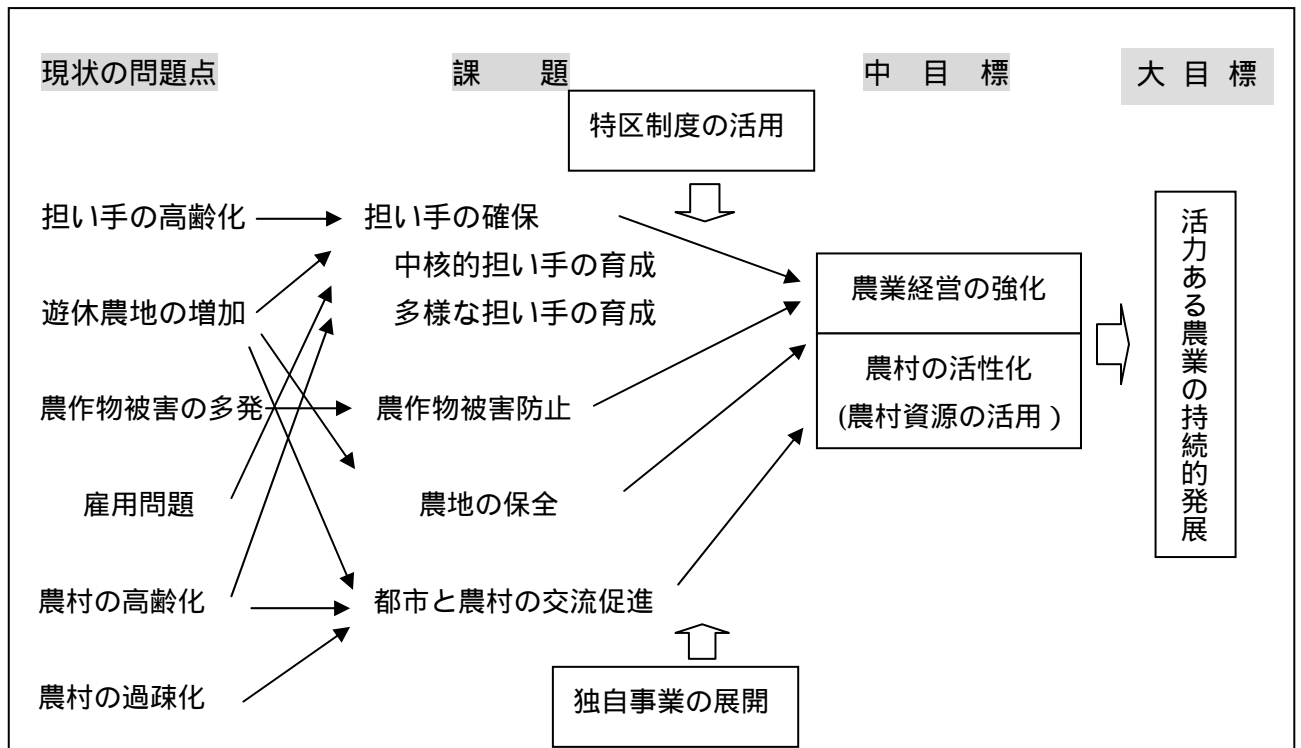
- (1) 本地域の農業は、施設農業が中心で、企業的な農業経営が進んでいる一方で、土地利用型の農業は依然として家族労働が主体となっており、高齢化等による担い手不足のため、耕作放棄地が拡大する懸念がある。また、都市近郊であるため、農地に対する開発圧が高

い。

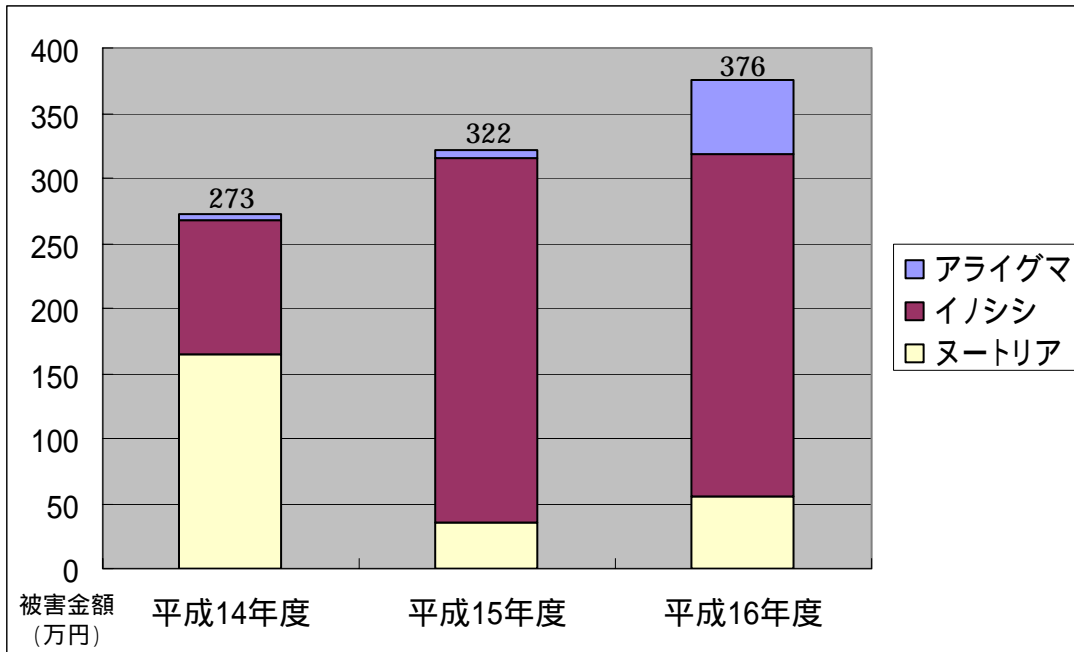
- (2) 一方、輸入農産物の増大や食生活の欧米化による米余り等を原因とする農産物価格の低迷や、鳥獣害等の農作物被害の多発など、農業経営においても多数の課題を抱えている。
- (3) こうした状況の中で、本市では農業施策として中心的な担い手である認定農業者を育成し、雇用農業を進めるとともに、それを補完する集落営農組織等の多様な担い手の育成を進めている。また、農産物のブランド化や農作物の被害防止等、農業経営の安定・強化に努めている。

さらに農村施策として、「人と自然との共生ゾーン条例」に基づき、条例による土地利用規制と住民が策定する里づくり計画を結びつけ、ゾーン指定による計画的な土地利用のコントロールのほか、地域住民と市が協働した、総合的な地域施策を進めている。

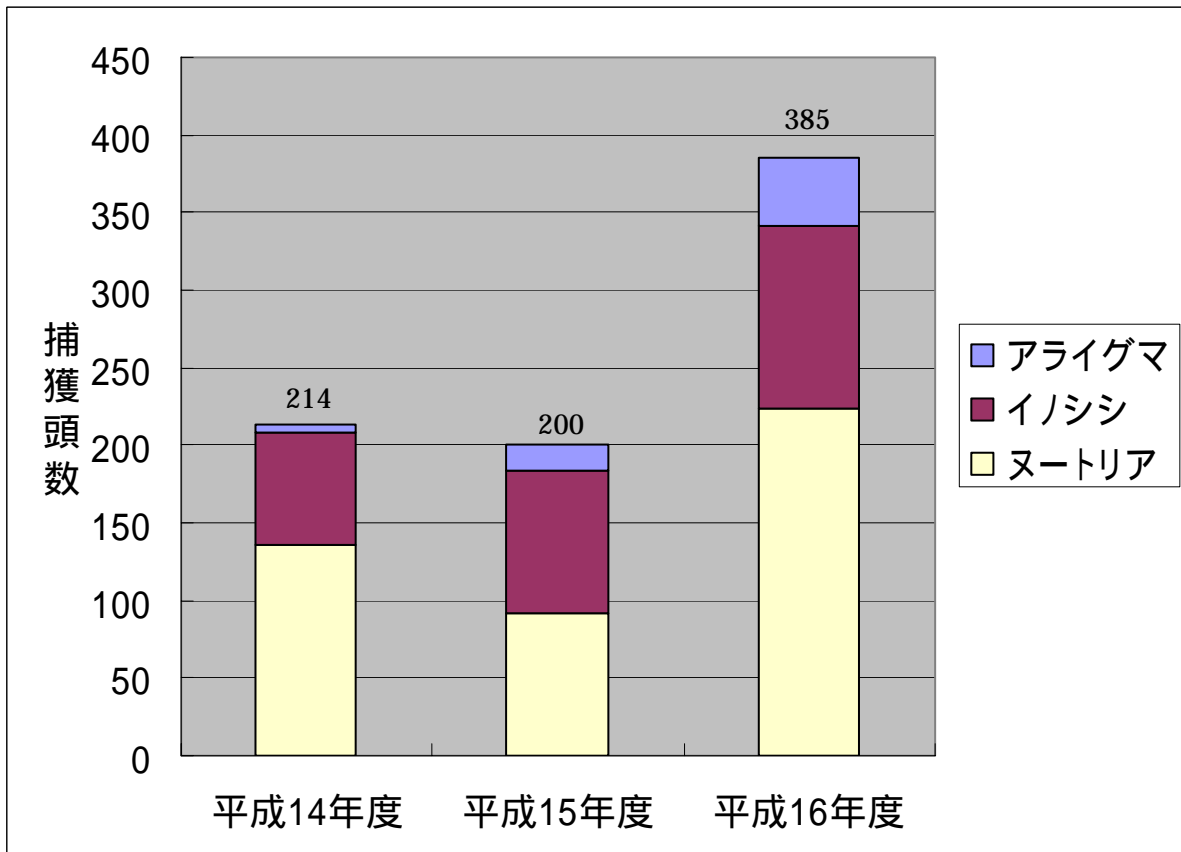
- (4) 本特区計画の実現によって、課題となっている農業の担い手の確保を進め、農業の活性化を進め、将来にわたって産業として成り立つ農業経営の強化をめざす。また、有害鳥獣による農作物被害対策については、特区区域内を活動区域とする狩猟団体である猟友会（わなによる狩猟免許保持者が53人）の活動員が高齢化（平均年齢61歳）しており、1303特定事業の導入により有害鳥獣捕獲を強化し、農業経営の安定を図る。あわせて、市民と共に農村資源の有効活用を図り、地域間交流の促進による農村地域の活性化をめざす。
- (5) こうした特区の特例措置の積極的活用と、本市独自の農業振興施策、ことに平成8年に制定した「人と自然との共生ゾーン条例」に基づき、地域住民と市が協働で進める総合的な地域施策を結びつけることによって、農業振興と農村振興の新たな仕組みを構築する。こうした試みを通じて農林水産省が現在「食と農の再生プラン」として進める農業の構造改革の早期実現をめざし、本市にとどまらず全国的な農業の構造改革に結びつけていく。



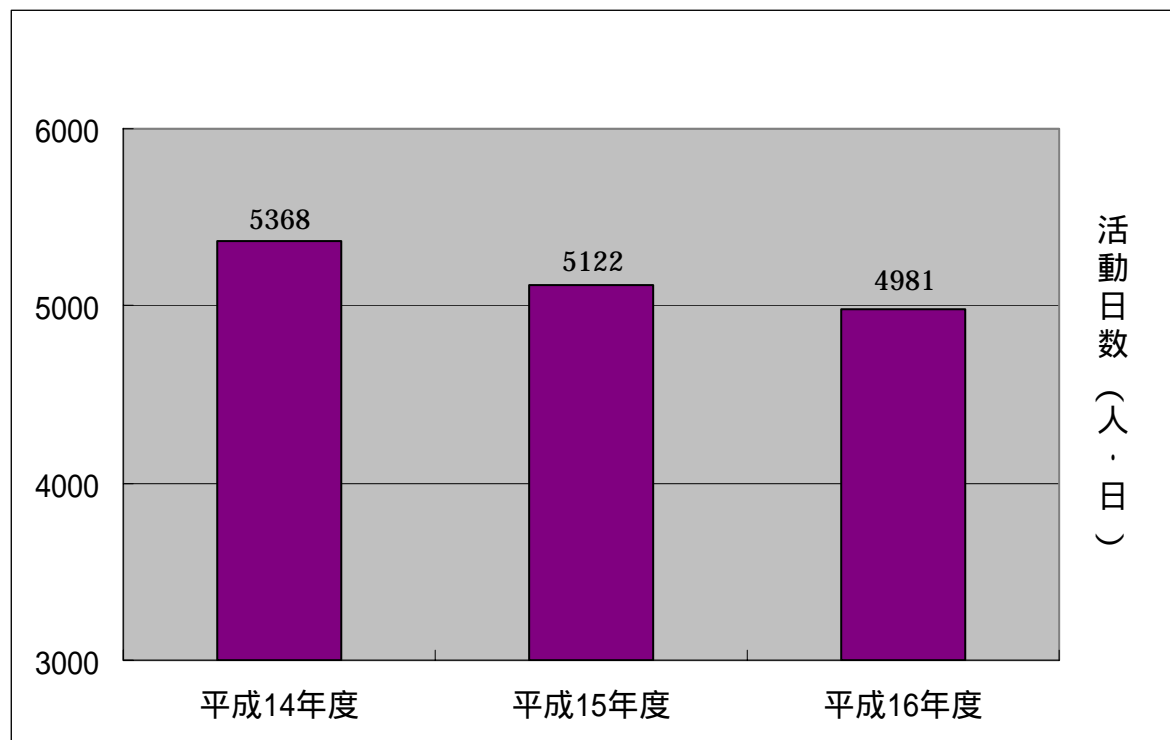
<参考1> アライグマ、イノシシ、ヌートリアによる農作物の被害状況



<参考2> アライグマ、イノシシ、ヌートリアの捕獲実績



< 参考 3 > 有害鳥獣捕獲活動延べ日数



6 構造改革特別区域計画の目標

神戸市農業の基本方向

「活力ある農業の持続的発展」を大目標として、その達成のため、以下の2点を中目標とし、本特区計画の導入により達成をめざす。

将来にわたっての産業として成り立つための「農業経営の強化」

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化により、新規就農を促進し、かつ特定法人への農地貸付けの特例を活用し、あわせて市の独自施策として新規就農や雇用農業の推進を図ることで、農業の中核的な担い手である認定農業者（262経営体：平成15年4月現在）を補完する担い手として、組織経営体などの多様な担い手を育成する。

また、都市部市民の新規就農による農村部への人と資金の流入を促進し、あわせて人と自然との共生ゾーン条例に基づく各種施策の推進、具体的には里づくり協議会の設立、里づくり計画の推進・実践、ふるさと一誇事業などの市の独自施策による農業・農村の活性化を進めることで、農業経営を強化し、意欲ある経営体の育成を図る。

一方、多発する有害鳥獣による農作物被害防止としては、従来行っている地域の狩猟団体による有害鳥獣捕獲に加え、「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」の導入により有害鳥獣の捕獲を強化し、もって農業経営の安定を図る。

市民と進める「農村資源の有効活用」

農家民宿における簡易な消防用設備の特例を活かすなど、空き家・空き農舎や市内に900戸ある茅葺農家等の農村資源の有効活用を進め、あわせて、NPO法人等による市民

農園の開設・運営を推進し、また、市の独自施策による観光農園や体験農園、市民農園、地元農産物の直売所の設置、地域農業の拠点施設の設置などの都市と農村の交流を促進することで、農業・農村に対する理解を深めるとともに、人と自然が共生する農地等の多面的活用を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 担い手の拡大による農業の活性化

都市部の人材の農業参入を促進し、雇用対策とするとともに、新たな資金・人材が農業・農村に注入され、農業・農村が活性化される。また、NPOのような組織経営体などの多様な農業の担い手を育成することにより、持続的な農業の展開を図り、遊休農地の拡大が防止される。

目 標：都市部からの新規就農者 10 名 / 年 (19 年度：40 名)
経済効果：36,000 万円 / 年 (40 名 × 目標所得 900 万円 / 年)
目標所得は、市が定めた農業経営基盤の強化に関する基本構想による

消費者、生産者の双方の視点を持つことができるNPOや、経営感覚に優れる株式会社等による農業経営、多様な担い手が確保され、遊休農地の解消・拡大防止を図るとともに、産業としての農業の裾野の拡大と活性化を図る。

目 標：特定法人による農業経営 10ha (目標 19 年度)
経済効果：2,800 万円 / 年 (10ha × 農業粗生産額 28 万円 / 10a)
農業粗生産額は 10a あたりの市平均額

(2) 有害鳥獣による農作物被害防止による農業経営の安定化

市内の農村地域である北区、西区においては、イノシシ、アライグマ、ヌートリア等による農作物の被害を受けており、農業者の経営安定に脅威を与えている。そのため、これらの有害鳥獣の捕獲・駆除活動により農作物被害を防止し、農業経営の安定を図る。

目 標：	平成 16 年度	平成 19 年度
市内農作物被害計	376 万円	263 万円 (3 割減)
有害鳥獣 3 種捕獲数 (イノシシ、アライグマ、ヌートリア)	385 頭	500 頭 (3 割増)

(3) 地域間交流の促進による農村地域の活性化

農家民宿等の滞在型施設の整備や市民農園運営主体の拡大による豊かな農村資源の活用により、地域間交流が促進され、市民生活が豊かになるとともに、農村地域が活性化さ

れる。

目 標：市民農園の開設・運営 6ha (目標 19 年度：純増)												
農家民宿等の開設 10 施設 (目標 19 年度：うち農家民宿 3 戸)												
交流人口 平成 13 年度実績 104,000 人 平成 19 年度目標 125,000 人												
内訳												
<table border="1"> <tr> <td>観光農園</td> <td>72,900 人</td> <td>観光農園</td> <td>88,000 人</td> </tr> <tr> <td>市民農園等</td> <td>27,000</td> <td>市民農園等</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>体験農業等</td> <td>4,100</td> <td>体験農業等</td> <td>5,000</td> </tr> </table>	観光農園	72,900 人	観光農園	88,000 人	市民農園等	27,000	市民農園等	32,000	体験農業等	4,100	体験農業等	5,000
観光農園	72,900 人	観光農園	88,000 人									
市民農園等	27,000	市民農園等	32,000									
体験農業等	4,100	体験農業等	5,000									
経済効果：2,100 万円 / 年 (1,000 円 × 21,000 人)												

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特定事業に関連して神戸市・地元が独自に下記の事業を実施する

1 担い手の育成

新規就農の推進

認定農業者等の熟練農業者の指導により、都市部市民を対象とした新規就農希望者研修事業を行い、農業に関する知識、栽培技術の習得を進めることにより、ソフト面の支援を行い、また、「農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業」の全国展開後も引き続きハード面のハードルを下げ、新たな農業の担い手の育成を図る。

雇用農業の推進

家族労働中心である農業経営を意識改革し、兵庫六甲農業協同組合が運営する無料職業紹介所を活用・連携しながら、雇用農業を導入し企業的経営を進める。

多様な担い手の育成

人と自然との共生ゾーン特区において実施していた特定事業「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業」の全国展開に伴い、市の農業経営基盤の強化に関する基本構想を改正し、引き続き「特定法人貸付事業」を推進し、認定農業者等の主たる担い手を補完する担い手として、特定法人

の農業参入を進めていく。

2 人と自然との共生ゾーンの推進

市内の農業・農村地域を「人と自然との共生ゾーン」と位置づけ、秩序ある土地利用の計画的推進、農村景観の保全および形成、里づくり等を行うことにより、農業の振興や農村の活性化とあわせ、市民相互のふれあいをすすめ、自然と調和し、快適で魅力にあふれた都市の実現を図る。

里づくり協議会の設立と里づくり計画の策定推進

住民等を主体とした里づくり協議会の設立を支援し、住民の意向や地域の課題を整理した里づくり計画の策定を進めていく。

ふる里一誇事業の推進

里づくり計画の具体的な実践として、地域住民の多くが参加し、地域の特色を活かして取り組む事業を「ふる里一誇事業」として積極的に支援していく。

都市と農村の交流促進

イチゴ狩やいも掘り等の観光農園や、体験農園、市民農園、地元農産物の直売所の設置、地域農業の拠点施設の設置などを行っている。また、特定事業として推進していた「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」の全国展開後も、引き続き、市民農園の開設を進めていく。

また、生産調整田を活用して、ヒマワリやレンゲ等の景観形成作物の植栽や、スポーツ大会などのイベントの開催も行っている。

3 農業経営の安定・強化

農業共済の推進

農作物の自然災害や病虫害等による損害及び家畜の疾病・事故による損害に対して、その損失を補填し、農業経営の安定を図る。

農産物のブランド化

都市近郊の立地を活かした新鮮さと、有機栽培、特別栽培等の健康に配慮した栽培方法により安全・安心感を付加価値として、ブランド化を図る。

農作物の損害防止

・病虫害発生情報の提供

水稻病虫害発生予察田を設置し、病虫害発生情報を把握するとともに、機関紙、インターネット等を活用して農業者に病虫害発生情報を提供する。

・土づくりの推進

耕種農家と畜産農家の連携を推進し、堆肥を利用した土づくりをすすめていく。

・鳥獣害の防止

地域の狩猟団体に依頼し、農作物に被害を及ぼす有害鳥獣を捕獲・駆除する。

<別紙 1 >

1 特定事業の名称

1 3 0 3 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

神戸市の区域の一部（北区、西区の「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づき指定されている「人と自然との共生ゾーン区域」）において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

網・わなの使用により有害鳥獣の捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな狩猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

本市においては、以前より鳥獣による農作物被害が頻発しており、特に近年は、アライグマ、イノシシ、ヌートリアの3種鳥獣による水稻やサツマイモ等の農作物被害が深刻となっている。この3種による被害金額は、平成14年度に273万円であったが、平成16年度には376万円（平成14年度比138%）となっている。また、同時に捕獲頭数も増加しており、平成14年度の3種の捕獲数合計は214頭であるのに対し、平成16年には385頭（同180%）となっている。このように、捕獲頭数が増加しているにもかかわらず、被害金額が増加していることから、生息数が大幅に増加していることが推測される。

一方、有害鳥獣の捕獲・駆除の活動を行っている狩猟団体である猟友会の活動状況は、平成14年度延人数が5,368人、平成16年度が4,981人（同92.8%）であり、捕獲効率は向上しているが、年々活動人数が減少している。これは、猟友会の構成員が平均年齢61才と高齢化しており、特に重労働となる夏季の捕獲活動や、箱罠等の重量物を用いた捕獲活動が減っているためと考えられる。

そのため、特区の導入による「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」を実施し、鳥獣被害を受けている農業者や農業団体職員が、有害鳥獣捕獲・駆除活動に補助的に参加し捕獲・駆除活動を強化することによって、農作物の被害を防止・減少させ、農業経営の安定を図る。そのため、神戸市、被害地区、狩猟団体等の関係団体、地域住民が、有害鳥獣の捕獲・駆除を目的とした、協働の体制づくりを行う。

本特例認定後は、神戸市が策定する有害鳥獣捕獲実施要領に基づき、狩猟免許保持者を指揮監

督者とする捕獲チームの編成、安全講習会の開催、賠償・傷害保険への加入、住民への周知徹底など具体的な捕獲実施体制を整備することとしており、「捕獲技術、安全性等が確保されている。」と認められる。また、止めさしについては、事故防止のため狩猟免許保持者のみで行うこととする。

なお、本特例を活用した有害鳥獣捕獲申請に対し、県・市が捕獲を許可するに当たっては、従事者全員の保険への加入と地元猟友会の協力体制の確保を要件として、安全の確保を図っていく。

また、事業の実施に当たっては兵庫県が作成する鳥獣保護事業計画との整合性を図るとともに、県の許可権限に係る行為については兵庫県と調整を図ることとする。